

足立区勤労福祉会館の使用について（お知らせ）

新型コロナウイルス感染症対策のため、現在、施設の使用について一部制限を設けております。ご利用者の皆様におかれましてはご不便をお掛けしておりますが、引き続きご協力の程よろしくお願いいたします。

令和2年11月16日からの使用制限の一部変更についてお知らせいたします。

1 変更内容および注意事項

利用人数を各部屋の利用上限人数に変更

注意事項

- ・ ソーシャルディスタンスの確保は各団体（申請者様）が責任を持って行ってください。
- ・ 原則、入り口扉を開けて使用してください（音響設備がある部屋を除く）。
- ・ 館内での大声の会話はお控えください。
- ・ 参加者名簿を備えることや消毒、換気、マスク着用、アクリル板等感染防止に必要な物品のご用意等、申請者様、主催者様に求められる施設使用の要件についてはこれまでと変更ありません。

2 使用制限の変更日

令和2年11月16日（月）

※その他勤労福祉会館の使用について

- ・ ご利用の際には、代表者様はご利用者（団体）のなかに体調の悪い方がいない事を事前にご確認のうえ、利用者名簿を作成し1か月程度保管していただきますようご協力をお願いします。
- ・ 手洗いや手指の消毒、1時間に1回程度の窓を開けての換気等、新型コロナウイルス感染防止策へのご協力を引き続きお願いします。
- ・ 新型コロナウイルス感染防止策にご協力いただけない場合や使用要件を逸脱する行為があった場合は、使用の中止、ご退館いただく場合がございます。
- ・ 今後の都内および区内における新型コロナウイルスの感染状況等により、再度要件を変更することや、貸し出し中止とする場合がございます。